

岩手県告示第388号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成21年岩手県告示第748号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成22年4月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 実施した地域 盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、一関市、釜石市、奥州市及び下閉伊郡山田町
- （2） 実施した期間 平成21年9月28日から平成22年3月26日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 2（1） 実施した地域 花巻市
- （2） 実施した期間 平成21年10月2日から平成22年3月26日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）